

(入 札 の 公 告)

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 8 月 1 0 日

羅臼町長 湊 屋 稔

1 入札に付する事項

物件 番号	所 在	区 分	面 積	地 目 構 造	建設年度	最低売却価格
1	羅臼町海岸町 19 番 2、 121 番	土 地	約 1,490 m ²	宅 地		1,490,000 円
		家屋 1	72.90 m ²	木造 2 階建	S57 年度	
		家屋 2	66.04 m ²	木造平屋建	S63 年度	
		家屋 3	66.04 m ²	木造平屋建	H5 年度	

※売却する土地は、一部土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を含んでいます。

※売却価格については、土地代金のみ価格となります。建物代金は無償とし、現状での引渡しとなります。修繕等が必要な場合、購入者の負担となります。

※購入者決定後、分筆登記を行うことから、売却面積及び売買価格が若干変動する可能性があります。

2 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 羅臼町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 16 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員及び第 2 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの期間において、羅臼町競争入札参加資格関係事務処理要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 国税のうち、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 本町の町税に滞納がないこと。

3 入札参加申請

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。

ア 申請書類

- (i) 町有財産売却一般競争入札参加申込書
- (ii) 暴力団排除に関する誓約書
- (iii) 添付書類

【個人の場合】

- ・印鑑登録証明書 1 通
- ・住民票 1 通
- ・身分証明書 1 通
- ・納税調査承諾書 1 通

【法人の場合】

- ・役員等一覧表
- ・印鑑証明書 1通
- ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本） 1通
- ・納税証明書（国税） 1通
- ・納税調査承諾書 1通

※共有名義での参加の場合は、共有者全員の添付書類が必要となるほか、共有者名義及び委任状が必要。

※各証明証は、発行日から3ヶ月以内の原則とする。

イ 提出期限

令和8年8月10日（月）から令和8年8月21日（金）までの土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、8時45分から17時30分まで

ウ 提出方法

申請書類の提出は持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送する。

エ 提出場所

〒086-1892 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町建設水道課（羅臼町役場庁舎 2階）

(2) 申請書類は、羅臼町ホームページに掲載する。また、建設水道課窓口においても配布する。

「 羅臼町ホームページ <http://www.rausu-town.jp/> 」

(3) 入札参加者の資格については、申請書類の提出期限に確認するものとする。

4 入札方法等

(1) 入札者は、入札書に必要な事項を記入し、町有財産売却一般競争入札参加申込書（写し）を添付して、持参または一般書留郵便、簡易書留郵便のいずれかの方法により提出する。

※郵便入札の封筒作成方法は別添参照のこと。

(2) 入札書等提出期間

令和8年8月25日（火）から令和8年8月31日（月）17時30分まで

(3) 入札書等の提出先

3(1)のエに同じ。

(4) 入札回数

入札回数は、1回とする。

5 入札執行（開札）の日時及び場所

(1) 日時 令和 8年 9月 1日（火）10時00分

(2) 場所 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町役場庁舎2階 町長室

(3) 改札の立合い

入札者による立合いは行わず、入札事務に関係ない職員を立ち合わせるものとする。

6 落札者の選定方法

- (1)有効な入札を行った者のうち、町が公表する最低売却価格以上で最高価格を提示した者を落札者とする。
- (2) 最高額を提示した者が複数いる場合は、入札の事務の関係のない職員が代理してくじ引きを行い、落札者を決定します。
- (3)落札者が決定したときは、直ちに当該落札者に対して、電話により結果を通知します。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告及び町有財産売却一般競争入札要領に示した条件を満たさない者が行った入札
- (2) 申請書類等を提出期限までに提出しなかった者が行った入札
- (3) 申請書類等に虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 入札参加申込書受付後、入札までの期間において、指名停止を受ける等入札参加資格に欠けることとなった者が行った入札
- (5) その他入札の条件に違反した入札

8 契約の締結

令和8年9月7日（月）までに仮契約を締結し、分筆測量終了後、本契約を締結する。

9 売買代金の支払い

落札者は、本契約締結の日から15日以内に納付すること。

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札参加者は、羅臼町財務規則その他関係法令を厳守するものとする。
- (2) 本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は落札者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがあります。なお、提出した入札書は延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は速やかに入札参加者に返却する。
- (5) 所有権については、売買代金が完納され次第、移転するものとする。
- (6) 本公告のほか、羅臼町ホームページに掲載する町有財産売却一般競争入札要領を熟読し、入札に参加すること。

11 問合せ先

〒086-1892

目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町役場建設水道課（役場庁舎2階）

TEL 0153-87-2163 FAX 0153-87-2916